

第3次伊賀市空家等対策計画中間案パブリックコメントにおける意見一覧

No.	提出者	意見する箇所	項目 ※頁はパブリックコメント時点のものです。	該当箇所	ご意見等（記載のまま）	市の考え	計画への反映	備考
1	1	第4章 空家等対策の取組と推進体制	P43	取組施策	施策項目は良く整理されていますが、記載されている「地域等に対して情報提供や出前講座を実施するなどの支援」が重要と考えます。各住民協議会と協議し、毎年出前講座を行うなどの積極的な取り組みが必要と考えます。アンケート結果からも当事者を含めた住民への周知、広報が必要です。	出前講座等に関しては希望される自治協等に毎年数件させて頂いておりますが、伊賀市の全地域に至っていない状況ですので積極的に啓発を行い空家問題の周知を図っていきたく考えています。	—	
2	1	第4章 空家等対策の取組と推進体制	P45	空き家等の活用	空き家を伊賀市の財産とするためには、まず空家バンクへの登録がその入り口ですが、空家内の家財を処分しないと登録できないと聞いています。その経済的負担名等で登録できていない空家が当地域でも多数存在します。この条件緩和または、公的補助等を考える必要があるのではないのでしょうか。	令和7年度から空き家バンクに登録する際の家財処分の条件を一定緩和しておりますし、令和7年度から家財処分に対する補助金制度を設けております。なお、申請件数が少ないことから今後は制度の充実及び啓発に努めることで、空き家バンクへの登録件数の増加に努めます。	—	
3	1	第4章 空家等対策の取組と推進体制	P57	推進体制	地域の役割として住民自治協議会が重要な存在と考えますが、具体的に何を分担するかなど具体的な協議が必要ではないのでしょうか。	住民自治協議会との連携が重要と捉えていますので、段階的に協議の場を設けるように努めます。	—	
4	2	第2章 現状及び課題	P3	(1) 取組施策の進捗評価	「第2次伊賀市空き家対策計画取組進捗状況」の表に、評価点(数値化後)が掲げられていますが、どのように算出されているのか不明ですので、それぞれの項目について算出根拠を明示していただくようお願いいたします。	ご指摘の資料に関しては空家等対策協議会時に資料として提出しており、その内容を伊賀市ホームページに掲載しています。 【HPアドレス】 https://www.city.iga.lg.jp/0000013627.html ※協議会資料1に掲載あり	—	
5	2	第2章 現状及び課題	P7	4) 成約件数の推移	成約件数が年間30件程度あるのは、丁寧なサポートがあるためと思われそうですが、一方で、伊賀市へ移住した後に移住前のところへ戻ったり、伊賀市外へ移った方々もおられると思います。そうした方々が伊賀市を離れた理由を分析したものがあれば、今後の取組み推進に役立つと考えますので、追加で記述をお願いします。	移住した方が伊賀を離れたかどうかの統計は把握できていないことから、その理由の分析もできていないので追加で記述することはできませんのでご了承ください。	—	
6	3				今から6年程前だったと思います。 私が区長していた時の事です。区員さんから、空き家を対応してくださいと依頼があり、空き屋対応をしました。 市役所に連絡して、現場確認してもらいましたが、相続人の身内が近くにいる、その身内が空き屋を物おきに使用していると言ったので、立ち腐れとなりました。 現状ですが、近くにいる身内が板金屋を営んでおり、仕事で発生した廃棄物を空き家や近くに置いて、6年前に比べると、廃棄物がだんだんと増えてきています。仕事で発生した廃棄物を、そこらに置く等が良い事なのかと思います。 空き家を相続するのは、相続人だと思います。相続人の身内といえども、相続人に何も言えないと考えます。だから、相続人を確認して、空き家の事を話せば良いのではないですか？ もう少し段取り良く、対応しないと、いつまでたっても、問題を解決出来ないと思います。 空き家の現状ですが、一部の屋根が小規模ですが、落ちかけてます、空き家が崩れて周囲に迷惑をかける事態になれば、市役所さんに対応してもらわないと、役所の面子が無いと思います。 追記 板金屋をしてる相続者の親戚は、口がうまく、舌が何個もあるので、十分注意しないと、口にやられます。会うなら、事前準備をしたらと思います。 たまたま、空き家のコメントだったので、実例を書きました。	ご意見として承ります。	—	

第3次伊賀市空家等対策計画中間案パブリックコメントにおける意見一覧

No.	提出者	意見する箇所	項目 ※頁はパブリックコメント時点のものです。	該当箇所	ご意見等（記載のまま）	市の考え	計画への反映	備考
7	4	第4章 空家等対策の取組と推進体制	P45	(2)空室等の活用、流通促進	伊賀流空家バンク、空家再生等推進事業の取り組みで、空家の利用活用をすすめ、所有者への意識啓発や、情報発信等の働きかけが大事だと思います。移住で、外国人や、伊賀での就労者に、移住コンシェルジュがいで、様々な助成金の制度があるのは良い事だと思います。ただ、その制度の利用方法を手厚く教えてあげて欲しいです。	制度の啓発に努めます。	—	
8	4	第4章 空家等対策の取組と推進体制	P49	(3)空家等の適正管理の対策	伊賀市では、管理できていない所有者を把握し、現地調査や、近隣住民への聞きとりを行う事は、大事だと思う。 家の近くにも、沢山の空き家があるので、実行してもらいたい。 管理者がわかる物件には、立て看板でもお願いしたいです。 空家では、草木が荒れ果てている所が多いので、特に冬場は、火事が心配です。宜しくお願いいたします。	空き家等で適切に管理されておらず所有者が確認できない建築物に関しては伊賀市にご相談いただけたら対応させていただきます。 なお、どのような立て看板を望まれているのかわかりませんが、所有者等のいる建築物及び土地に関して市で看板等を設置することができませんのでご理解ください。	—	
9	5	第4章 空家等対策の取組と推進体制	P45	(2)-①-1 伊賀流空き家バンク制度の充実 (2)-①-2 移住コンシェルジュとの連携 (2)-①-3 地域特性に応じた空家等の活用や支援 (2)-①-4 福祉団体等との連携による活用	上記に税金、資金を注ぎ込むのではなく、空き家を潰すために資金を投入すべきと考えます。 空き家を利用する場合、耐震の問題、空き家となっているので電気配線がショートしていないか、老朽化して火事の原因にならないか、水道管、排水管が劣化している等再利用するには非常に多くの課題があります。 空き家を利活用しても修繕費にお金がかかるとは意味がないですし今伊賀市には空室のアパート、マンションが多数あります。 移住される方も新しい地で住むならばきれいな部屋に住みたいと思うのが当然ではないでしょうか。 空き家を持っている方も解体したいというのが本音でしょうが解体するにも莫大なコストがかかります。 利活用する為の予算を解体する人達が使えれば、伊賀市の景観も良くなり空き地を新たに購入したい企業、人が手を上げいい循環になると思います。	空き家に対する対応としては、解体する方や活用する方、活用を希望する方に売却する方など様々となっています。 本市の支援としましても、それぞれの用途に応じて支援を行い空き家対策を推進しています。 なお、古民家等に価値を生み出しそれを観光資源として活用することによって賑わい創出に繋がっている企業などもあることから空き家を撤去することがすべてではないと考えておりますので、今後も所有者に有効的な支援策を継続していきたいと考えています。	—	
10	6	参考資料	P64	(1)空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等対策の推進に関する特別措置法、聞いたことはあるかもしれませんが、知識がありません。地区内でも空き家は何軒かありますが、地区内での会合、奉仕作業などの集まりでも話題になったことはありません。	伊賀市では空き家問題に関する出前講座等も行っておりますのでよろしければご依頼ください。	—	
11	6	第2章 現状及び課題	P4	(2)伊賀流空き家バンクの実績	空き家バンクの登録数65軒/年、伊賀市全体では少し少ないかも？当地区内の空き家は、不動産業者の働きか分からないですが、農業者、別荘、移住者が入って来ています。地区の魅力は特に思いわかりませんが、名阪に近く交通の便が利点かもしれません。	空き家バンクの登録件数としては伊賀市の空き家数からすると少し少なく感じられるかもしれませんが、全国的な空き家バンクの運営状況と比較すると物件数が多いと評価を得ております。しかしながら、少子高齢化等の影響により今後も空き家は増えることが想定されていることから更なる物件登録に努めていきます。		
12	7	第3章 計画の基本理念と方針	P38	1 基本理念	空き家を少なくするためには、住みたい住み続けたいまちづくりが重要です。 私のこどもは伊賀市から他市に転居しました。理由は、「伊賀市では子供を産んで育てることができない。」ということでした。空き家対策として住みやすいまちづくりを近隣の市町村を連携してそれぞれの特性を活かした総合的なまちづくりを進めていただきたい。	伊賀市では「住みたい、住み続けたい」まちの実現に向け、子育て支援の充実や住環境の改善に取り組んでいます。その中で近隣市町村と連携し、地域特性を活かした魅力ある街づくりを推進し、定住促進と空家対策を両立させていきます。		